

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

個人住民税のしくみ

Q：先日、会社から「個人住民税の特別徴収税額」の通知書を受けましたが、住民税のしくみがわかりません。住民税の基本的なしくみを教えてください。

A：個人住民税は、都道府県民税と市区町村民税を総称したもので、その人の前年の所得に応じてかかる「所得割」と、所得に関係なく定額でかかる「均等割」の合計額から成り立っています。

個人住民税の支払方法には、「普通徴収」と「特別徴収」の2通りがあり、給与所得者の場合は、給与の支払者が市区町村からの税額通知書に基づいて、毎月の給与を支払う際にその給与から税額を源泉徴収して納付する特別徴収の方法がとられます。

一方、個人商店主など一般の納税者（給与所得者以外の人）は、市区町村から送付された納税通知書に基づいて、通常は年4回に分けて納付する普通徴収の方法になります。

個人住民税は、その人の前年の所得をもとにして、本年度の税額を課税しますので、所得を生じた年と課税年度が1年ずれることとなります。徴収する年の所得の多寡には関係ありませんので、所得税のように年末調整をする必要はないこととなります。

また、個人住民税は毎年1月1日現在、本人の住所がある市区町村がその年度の課税権をもっていますので、その年度の途中で他の市区町村へ移転しても、その年度の個人住民税の納付先は変更できず、従来の市区町村へ納付することとなります。

